

第 51 期平成 28 年度第 5 回
香川地方最低賃金審議会
会 議 次 第

平成 28 年 9 月 8 日 (木)
株 式 会 社 マ キ タ

- 1 開 会
- 2 局長挨拶
- 3 株式会社マキタ 社長挨拶
- 3 議 題
 - (1) 平成 28 年度最低賃金の改定状況について
 - (2) その他
- 4 閉 会

第 51 期平成 28 年度第 5 回
香川地方最低賃金審議会
資 料 目 次

- 1 香川県最低賃金リーフレット、官報公示・・・・・・・・・・01
- 2 平成 28 年度香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況・・03
- 3 香川県最低賃金の改正決定(答申文・報告文)・・・・・・・・・・04
- 4 当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申文)・・08
- 5 平成 28 年度地域別最低賃金答申・決定状況(全国)・・・・・・・・09
- 6 香川県最低賃金の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 7 中小企業・小規模事業者への支援策について・・・・・・・・・・13
- 8 下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議・・・・19

香川県 最低賃金

時間額

742

23円 UP
円

平成28年10月1日から

守ってる？ 守られてる？
雇う上でも、働く上でも、
最低限の
ルールなんです!!

最低賃金、

しっかり

チェックウーッ!!

必ずチェック! 最低賃金 使用者も、労働者も。

最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info>

パソコンでもWEBでチェックできます!

WEBでチェック!

最低賃金制度

検索



最低賃金に関するお問い合わせは香川労働局または最寄りの労働基準監督署へ

香川労働局ホームページアドレス
<http://kagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>



最低賃金の改正決定に関する公示

香川労働局最低賃金公示第 1 号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、香川県最低賃金（昭和55年香川労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成 28 年 8 月 31 日

香川労働局長 辻 知之

第 4 号 中 「1 時間 719 円」を「1 時間 742 円」に改める。

附 則

この決定は、平成28年10月1日から効力を生ずる。

平成28年度 香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況

香川労働局

区 分	開 催 月 日 と 主 な 議 題			
香川地方 最低賃金審議会 27.4.21委員委嘱	① H28年7月11日頃 ・審議会運営規程等承認 ・審議の進め方等承認 ・令6条5項適用の決議 ・議事録署名委員の指名 ・香川県最賃の改正諮問	② H28年8月1日 ・中賃の目安伝達 ・特定(冷食、機械、電気、船舶)最賃改正の必要性の有無の諮問 ・今後の審議日程	③ H28年8月4日 ・香川県最賃の改正決定 答申内容、時間額742円(+23円、3.2%アップ) ・特定(冷食、機械、電気、船舶)最賃改正の必要性有の答申 ・特定(冷食、機械、電気、船舶)最賃の改正諮問	④ H28年8月22日 ・香川県最賃の答申内容に係る異議申出について審議 ・H28.8.4付け答申どおり決定することが適当との答申
	⑤ H28年9月8日 ・事業場視察 ・香川県及び全国の地域別最賃、特定最賃の改定状況報告	⑥ H29年3月13～15日頃 ・29年度特定最賃改正等の意向確認 ・29年度審議の進め方等(案)の審議		
運営小委員会 28.7.11委員指名	① H28年8月1日 ・特定(冷食、機械、電気、船舶)最賃改正の必要性の有無審議			
公益委員会 (香川県最低賃金答申日に開催)	④ H28年8月4日 特定専門部会の運営について			
香川県最低賃金 H28.7.22委員委嘱	① H28年7月25日 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・参考人意見聴取(意見書) ・生活保護関連資料説明 ・議事録署名委員の指名 ・今後の審議日程	② H28年8月1日 ・最低賃金基礎調査結果説明 ・金額審議	③ H28年8月3日 ・金額審議	④ H28年8月4日 ・金額審議 ・反対3、賛成5で結審 本審へ報告内容、時間額742円(+23円、3.2%アップ) 平成28年10月1日効力発生
専 門 冷凍調理食品製造業最低賃金 H28.8.25委員委嘱	① H28年9月29日10:00～ ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・今後の審議日程 ・議事録署名委員の指名 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果等説明 ・金額審議	② H28年9月30日15:00～ ・金額審議	③ H28年10月13日13:30～ ・金額審議	④ H28年10月15日以降 (予備)
部 門 はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 H28.8.25委員委嘱	① H28年9月27日13:30～ ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・今後の審議日程 ・議事録署名委員の指名 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果等説明 ・金額審議	② H28年10月3日10:30～ ・金額審議	③ H28年10月6日10:00～ ・金額審議	④ H28年10月13日15:00～ (予備)
部 門 船舶製造・修理業、船用機最低賃金 H28.8.25委員委嘱	① H28年9月27日15:00～ ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・今後の審議日程 ・議事録署名委員の指名 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果等説明 ・金額審議	② H28年10月5日15:00～ ・金額審議	③ H28年10月7日15:00～ ・金額審議	④ H28年10月12日15:00～ (予備)
会 員 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 H28.8.25委員委嘱	① H28年9月30日13:30～ ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・今後の審議日程 ・議事録署名委員の指名 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果等説明 ・金額審議	② H28年10月3日13:30～ ・金額審議	③ H28年10月11日15:00～ ・金額審議	④ H28年10月15日以降 (予備)

平成28年8月4日

香川労働局長
辻知之殿

香川地方最低賃金審議会
会長 松浦明治



香川県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成28年7月11日付け香労発基0711第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータで比較したところ、平成26年10月1日発効の香川県最低賃金（時間額702円）は、平成26年度の香川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

香川県最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 742円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

平成28年10月1日 指定日発効とする

香川県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件 名 香川県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 702円
- (3) 発 効 日 平成26年10月1日

2 生活保護

- (1) 比較対象者
12～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
平成26年度
- (3) 生活保護水準（平成26年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の香川県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（93,120円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると、香川県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$702\text{円（香川県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.833 \text{（可処分所得の総所得に対する比率※）} = 101,632\text{円}$$

平成 28 年 8 月 4 日

香川地方最低賃金審議会

会 長 松 浦 明 治 殿

香川地方最低賃金審議会

香川県最低賃金専門部会

部会長 松 浦 明 治

香川県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、平成 28 年 7 月 11 日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので報告する。

また、別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、平成 26 年 10 月 1 日発効の香川県最低賃金（時間額 702 円）は、平成 26 年度の香川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。
なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公 益 代 表 委 員

労 働 者 代 表 委 員

使 用 者 代 表 委 員

泉 川 誉 夫

十 川 淳 二

田 島 規 行

柴 田 潤 子

福 家 良 一

中 川 武 雄

松 浦 明 治

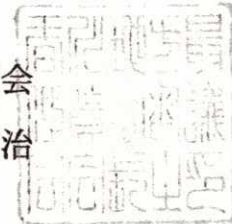
山 健 二

福 家 正 一

平成 28 年 8 月 22 日

香川労働局長
辻知之 殿

香川地方最低賃金審議会
会長 松浦 明治



当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

平成 28 年 8 月 22 日貴職から、8 月 12 日付け香川県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する香川県労働組合総連合からの異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

平成 28 年 8 月 4 日付け答申どおり決定することが適当である。

報道関係者 各位

平成 28 年 8 月 23 日

【照会先】

労働基準局 賃金課

課 長 増田 嗣郎

主任中央賃金指導官 川田代 学

中央賃金指導官 伊勢 久忠

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5531、5546)

(直通電話) 03(3502)6758

すべての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました

～答申での全国加重平均額は昨年度から 25 円引上げの 823 円～

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されているすべての地方最低賃金審議会が、今日までに答申した平成 28 年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。改定額および発効予定年月日は別紙のとおりです。

これは、7 月 28 日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「平成 28 年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、地方最低賃金審議会にて改定額を調査・審議した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、10 月 1 日から 10 月中旬までに順次発効される予定です。

【平成 28 年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】

- ・改定額の全国加重平均額は 823 円（昨年度 798 円）※
 ※昨年度との差額 25 円には、全国加重平均額の算定に用いる労働者数の更新による影響分（1 円）が含まれている（別紙の※3 参照）
- ・全国加重平均額 25 円の引上げは、最低賃金額が時給のみで示されるようになった平成 14 年度以降、最大の引上げ（昨年度は 18 円）
- ・最高額（東京都 932 円）と最低額（宮崎県等 2 県 714 円）の比率は、76.6%（昨年度は 76.4%。なお、この比率は昨年度に引き続き 2 年連続の改善）

（別紙）平成 28 年度 地域別最低賃金額答申状況

（参考）地域別最低賃金の改正手続の流れ

(別紙)

平成28年度地域別最低賃金時間額答申状況

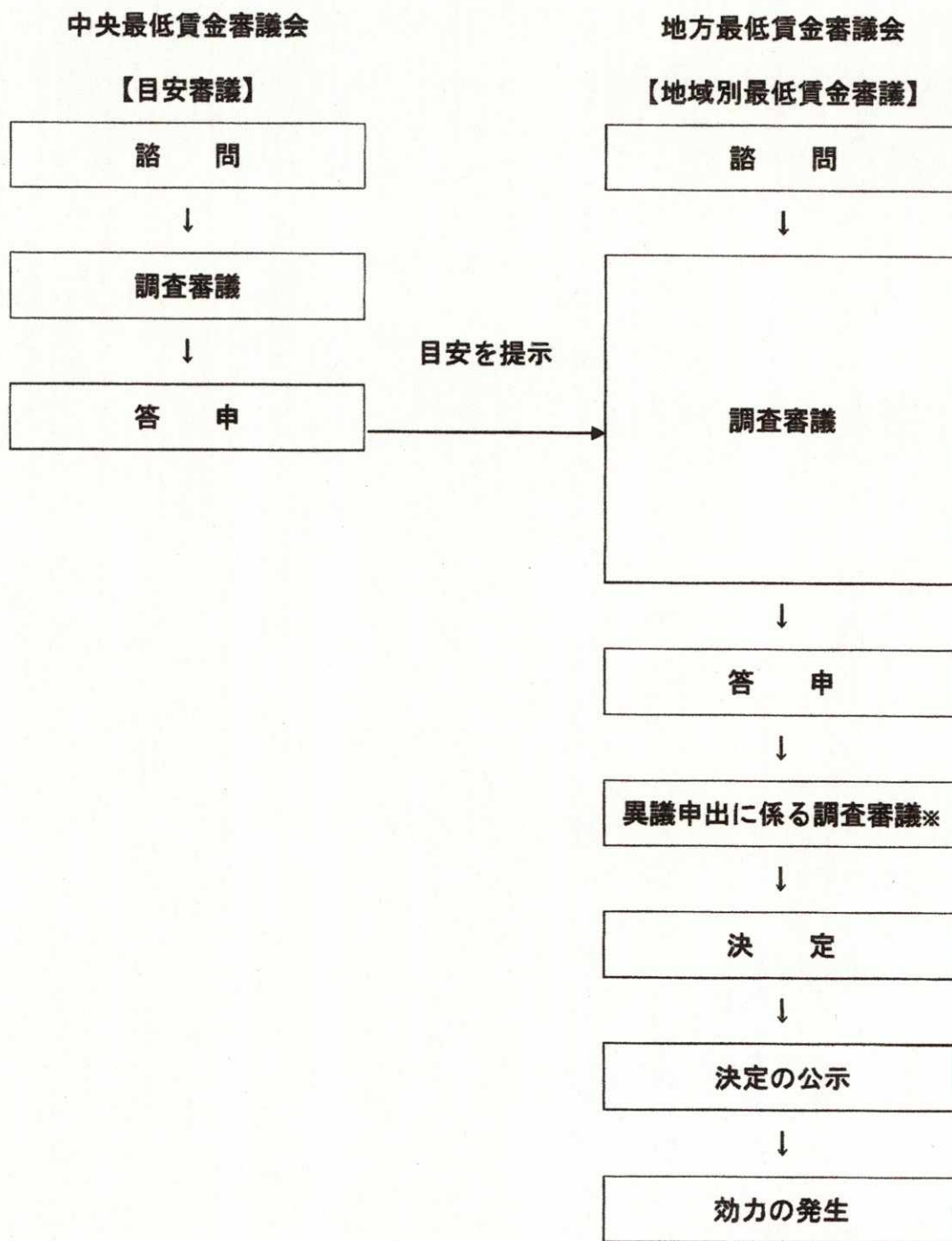
都道府県名	答申最低賃金時間額【円】	引上げ額【円】	(発効予定年月日)
北海道	786 (764)	22	(平成28年10月1日)
青森	716 (695)	21	(平成28年10月20日)
岩手	716 (695)	21	(平成28年10月5日)
宮城	748 (726)	22	(平成28年10月5日)
秋田	716 (695)	21	(平成28年10月6日)
山形	717 (696)	21	(平成28年10月6日)
福島	726 (705)	21	(平成28年10月1日)
茨城	771 (747)	24	(平成28年10月1日)
栃木	775 (751)	24	(平成28年10月1日)
群馬	759 (737)	22	(平成28年10月5日)
埼玉	845 (820)	25	(平成28年10月1日)
千葉	842 (817)	25	(平成28年10月1日)
東京	932 (907)	25	(平成28年10月1日)
神奈川	930 (905)	25	(平成28年10月1日)
新潟	753 (731)	22	(平成28年10月1日)
富山	770 (746)	24	(平成28年10月1日)
石川	757 (735)	22	(平成28年10月1日)
福井	754 (732)	22	(平成28年10月1日)
山梨	759 (737)	22	(平成28年10月1日)
長野	770 (746)	24	(平成28年10月1日)
岐阜	776 (754)	22	(平成28年10月1日)
静岡	807 (783)	24	(平成28年10月5日)
愛知	845 (820)	25	(平成28年10月1日)
三重	795 (771)	24	(平成28年10月1日)
滋賀	788 (764)	24	(平成28年10月6日)
京都	831 (807)	24	(平成28年10月2日)
大阪	883 (858)	25	(平成28年10月1日)
兵庫	819 (794)	25	(平成28年10月1日)
奈良	762 (740)	22	(平成28年10月6日)
和歌山	753 (731)	22	(平成28年10月1日)
鳥取	715 (693)	22	(平成28年10月12日)
島根	718 (696)	22	(平成28年10月1日)
岡山	757 (735)	22	(平成28年10月1日)
広島	793 (769)	24	(平成28年10月1日)
山口	753 (731)	22	(平成28年10月1日)
徳島	716 (695)	21	(平成28年10月1日)
香川	742 (719)	23	(平成28年10月1日)
愛媛	717 (696)	21	(平成28年10月1日)
高知	715 (693)	22	(平成28年10月13日)
福岡	765 (743)	22	(平成28年10月1日)
佐賀	715 (694)	21	(平成28年10月2日)
長崎	715 (694)	21	(平成28年10月6日)
熊本	715 (694)	21	(平成28年10月1日)
大分	715 (694)	21	(平成28年10月1日)
宮崎	714 (693)	21	(平成28年10月1日)
鹿児島	715 (694)	21	(平成28年10月1日)
沖縄	714 (693)	21	(平成28年10月1日)
全国加重平均額	823 (798)	25	—

※1 括弧書きは、平成27年度地域別最低賃金額

※2 「発効予定年月日」欄の日付は異議審がない場合の最短のもの。

※3 経済センサス(旧:事業所・企業統計調査)等の調査結果に基づいて、全国加重平均額の算定に用いる都道府県別の適用労働者数の更新を行っており、今年度の全国加重平均額の引上げ額には、労働者数の更新による影響分(1円)が含まれている。

地域別最低賃金の改正手続の流れ



* 関係労使からの異議申出があった場合に開催

香川県最低賃金の推移

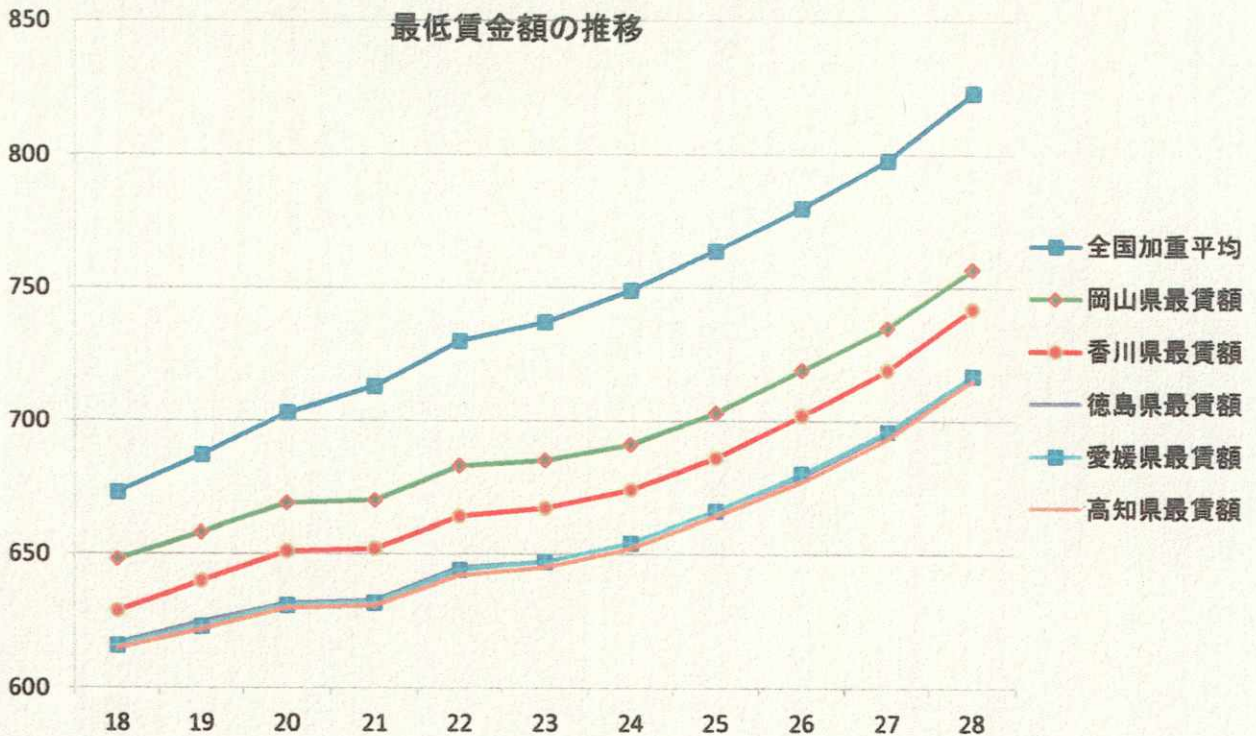
資料No.6

香川県最低賃金は時間額742円である。

四国では一番高いが、岡山県より15円低く、全国加重平均より81円低い。

平成7年度に香川県に適用される目安ランクが、DランクからCランクに位置しており、平成23年2月に示された「総合指数」によれば、全国で石川と同率21番目（Cランクの5/14番目）、最賃額は30番目（Cランクの14/14番目）となっている。

本年度は23円引き上げ、10月1日に発行した。本年度の引上げ額23円は、平成14年度の最低賃金が時給で決まるようになって最高額である。



年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
最賃額(円)	629	640	651	652	664	667	674	686	702	719	742
目安上積額	1	1~2	1	1	2	2	3	2	2	1	1
目安額(円)	3	9~10	10	0	10	1	4	10	14	16	22
引上額(円)	4	11	11	1	12	3	7	12	16	17	23
引上率(%)	0.64	1.75	1.72	0.15	1.84	0.45	1.05	1.78	2.33	2.42	3.2
採決の状況	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	●
発効日	10.1	10.21	10.19	10.1	10.16	10.5	10.5	10.24	10.1	10.1	10.1
第1・20分位数(円)	706	707	723	708	710	720	714	729	720	735	750
中位数(円)	1,028	1,059	1,076	1,028	1,102	1,034	1,084	1,107	1,033	1,038	1,000
未満率(%)	0.64	0.63	1.03	0.93	0.9	0.8	1.3	0.8	0.5	0.9	1.2
影響率(%)	0.83	0.87	1.37	0.99	1.7	1.1	2	1.7	3.5	2.8	4.5
岡山県最賃額	648	658	669	670	683	685	691	703	719	735	757
徳島県最賃額	617	625	632	633	645	647	654	666	679	695	716
愛媛県最賃額	616	623	631	632	644	647	654	666	680	696	717
高知県最賃額	615	622	630	631	642	645	652	664	677	693	715
全国加重平均	673	687	703	713	730	737	749	764	780	798	823

資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

※ 採決の状況は、○全会一致、●使反対、▲労反対

平成 28 年 9 月 1 日

【照会先】

労働基準局賃金課

課長 増田 嗣郎

中央賃金指導官 伊勢 久忠

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 5531, 5533)

(直通電話) 03 (3502) 6757

職業安定局派遣・有期労働対策部企画課

課長 岸本 武史

課長補佐 角井 伸一

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 5279)

(直通電話) 03 (3595) 3352

報道関係者 各位

最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策を公表します

「未来への投資を実現する経済対策」（平成 28 年 8 月 2 日閣議決定）においては、「最低賃金引上げの環境整備として、経営力強化・生産性向上に向けて、中小企業・小規模事業者への支援措置を推進・拡充する」とされています。

これを踏まえ、業務改善助成金（別添 1）及びキャリアアップ助成金（別添 2）等について、助成額等の拡充などを盛り込んだ平成 28 年度第二次補正予算案が 8 月 24 日に閣議決定されましたので、その内容について公表します。

○拡充のポイント（助成金の支給にあたっては補正予算が成立することが前提となります。）

【業務改善助成金】

支給対象を事業場内最低賃金が 800 円未満の事業場から 1000 円未満の事業場に拡充するほか、引上げ額に応じた助成コースを追加し、助成率も拡充します。（※）

【キャリアアップ助成金（賃金規定等改定（処遇改善コース））】

中小企業が有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を 3% 以上増額改定し、昇給した場合に助成額を加算します。（※）

また、特例的に、平成 28 年 8 月 24 日以降に上記のとおり取り組んだ事業主を加算措置の対象とします。

（※）申請のあった企業において、生産性の向上が認められる場合は、さらに増額します。具体的な生産性要件については、追ってホームページに掲載します。

別添 1 業務改善助成金の拡充のご案内

別添 2 キャリアアップ助成金の拡充のご案内

業務改善助成金の拡充のご案内

別添1

業務改善助成金は中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

制度が次のように拡充されます。

※平成28年度第二次補正予算等に基づく措置

制度の拡充 I

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	7/10 ^(※1) (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 ^(※1))	50万円	事業場内最低賃金が750円未満の事業場
40円以上	(※1)生産性要件を満たした場合には3/4(4/5)	70万円	事業場内最低賃金が800円未満の事業場
60円以上	1/2 (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4)	100万円	事業場内最低賃金が1000円未満の事業場

<ご留意いただきたい事項>

- ① 過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、**助成対象**となります。
- ② 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も**助成対象**となります。

ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

※ 賃金引上げを地域別最低賃金の発効日以後に行う場合は、**改定後の地域別最低賃金額を上回る事業場内最低賃金を基礎として、上の表に定められた額以上の引上げを行う必要があります。**

※ **助成金の支給は第二次補正予算成立が条件となりますが、申請は第二次補正予算成立前であっても可能です。**

お問い合わせ先

全国47都道府県に設置している「最低賃金総合相談支援センター」に、お気軽にお問い合わせ下さい。

各都道府県の「最低賃金総合相談支援センター」の所在地及び電話番号は、厚生労働省ホームページで確認できます。

※厚生労働省ホームページの検索画面又は検索エンジンから「最低賃金 相談」で検索してください。

最低賃金 相談

検索

申請先

業務改善助成金の申請・支給の窓口は、都道府県労働局です。

申請する事業場が所在する地域の労働局にお尋ねください。

【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

制度の拡充Ⅱ

さらに大幅な事業場内最低賃金の引上げを行う事業場に対する助成措置として、以下のコースも新設します。

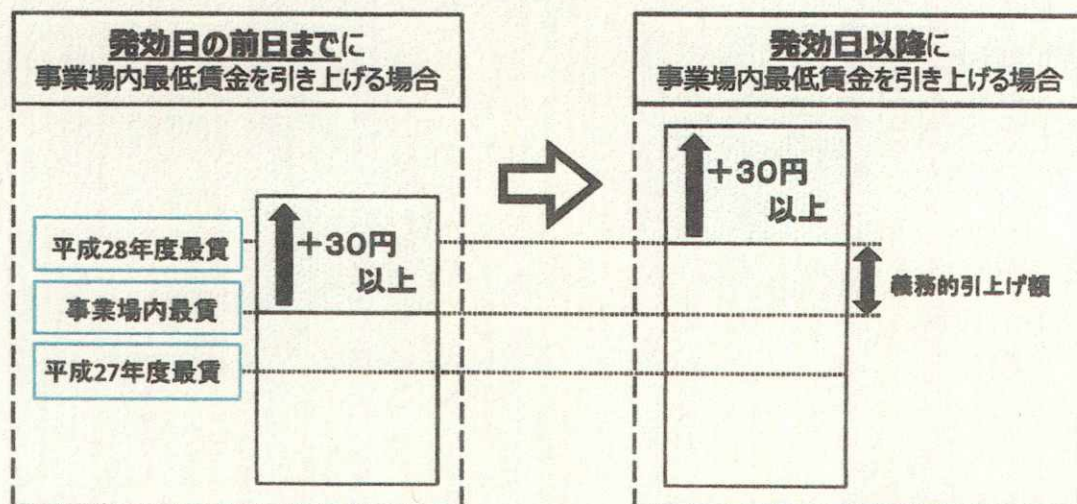
事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
90円以上	7/10 ^(※1) (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 ^(※1))	150万円	事業場内最低賃金が800円以上1000円未満の事業場
120円以上	(※1)生産性要件を満たした場合には3/4(4/5)	200万円	

※「制度の拡充Ⅰ」の の<ご留意いただきたい事項>については「制度の拡充Ⅱ」にも同様に適用されます。

支給の要件

- ① 事業場内最低賃金が適用される労働者（雇入れ後6月を経過していること）の賃金を引き上げる計画を作成し、申請後に賃金引上げを行うこと。
※ 引き上げ後の賃金額が、事業場内最低賃金になることが必要です。
- ② 生産性向上のための設備・器具の導入などを行うこと。
※ 単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、パソコン、営業車輛など、社会通念上当然に必要な経費は対象外となります。
- ③ 事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額を下回る場合は、①の賃金引上げは、その発効日の前日までにすること。
賃金引上げを地域別最低賃金の発効日以後に行う場合は、改定後の地域別最低賃金額を上回る事業場内最低賃金を基礎として、前頁の表及び上の表に定められた額以上の引上げを行うこと。

※発効日は都道府県により異なりますので、ご注意ください。



※ 事業場内最低賃金の引上げ額が30円以上の場合の例。

非正規雇用労働者の処遇改善のための支援を拡充 ～ キャリアアップ助成金を拡充します ～

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

現行制度

賃金規定等改定（処遇改善コース）

（ ）は中小企業以外の額です。

有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給した場合

- すべての賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が

1人～3人：10万円（7.5万円）	4人～6人：20万円（15万円）
7人～10人：30万円（20万円）	11人～100人：1人当たり3万円（2万円）
- 一部（雇用形態・職種別等）の賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が

1人～3人：5万円（3.5万円）	4人～6人：10万円（7.5万円）
7人～10人：15万円（10万円）	11人～100人：1人当たり1.5万円（1万円）

※ 職務評価の手法の活用により処遇改善を実施した場合、1事業所当たり20万円（15万円）を加算

賃金規定等の改定（処遇改善コース）が拡充されます

中小企業に対する加算措置の創設

- **中小企業が基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、昇給した場合** 拡充
 上記現行制度の助成額に
 1人当たり **14,250円（※18,000円）** を加算（すべての賃金規定等改定の場合）
 1人当たり **7,600円（※9,600円）** を加算（一部の賃金規定等改定の場合）

※ 申請があった企業において、生産性の向上が認められる場合は加算額が増額となります。
 ここでの「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。
 助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、
 伸び率が一定水準を超えている場合は**18,000円（9,600円）**を加算額として支給します。
 （ ）は一部の賃金規定等改定の額です。

- **平成28年8月24日以降、上記のとおり取り組んだ事業主を加算措置の対象とします。**
 ※ 当該加算措置の創設には、補正予算案の成立、厚生労働省令の改正等が必要であり現時点ではあくまで予定となります。

より利用しやすいように支給要件を緩和（平成28年8月5日～）

- **キャリアアップ計画書の提出期限の緩和**（人材育成コースは、従前のとおり訓練開始日の前日の1か月前まで）
 「取組実施前1か月まで」を「取組実施日まで」に変更しました。
- **賃金規定等の運用期間の緩和**
 「改定前の賃金規定等を3か月以上運用していること」が要件でしたが、**新たに賃金規定等を作成した場合でもその内容が、過去3か月の賃金の実態からみて2%以上増額していることが確認できれば助成対象**となります。
- **最低賃金との関係に係る要件緩和**
 「最低賃金額の公示日以降、賃金規定等の増額分に公示された最低賃金額までの増額分は含めないこと」としていましたが、「**最低賃金額の発効日以降、賃金規定等の増額分に発効された最低賃金額までの増額分は含めないこと**」に変更しました。

「賃金規定等」とは

賃金規定や賃金一覧表など、賃金額の定めがあれば支給対象となります。

就業規則規定例

第〇条（賃金）
契約社員及びパートタイマーの賃金を〇〇のとおり定める。

要件緩和

賃金規定等は、改定ではなく、新たに作成した場合でもその内容が、過去3か月の賃金実態からみて2%以上増額していることが確認できれば助成対象になります。

賃金規定等

○ 賃金規定

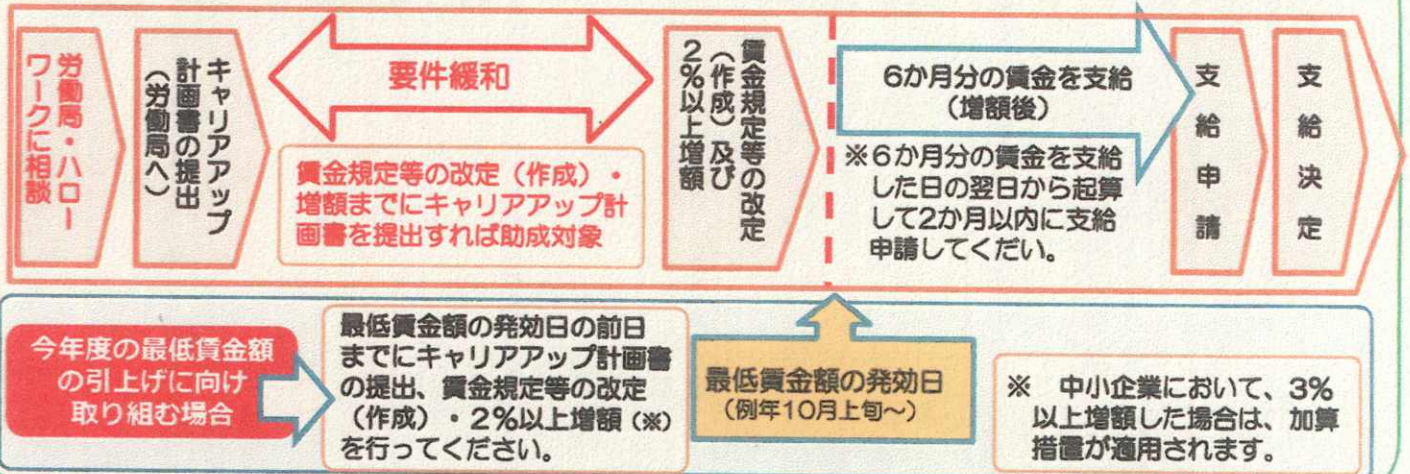
第〇条（賃金）
賃金は、基本給、時間外手当、通勤手当とする。
第〇条（基本給）
基本給は、時給によって定める。なお、その金額は本人の能力及び経験等に応じ、〇級：〇〇円、〇級：〇〇円、〇級：〇〇円とする。

区分	金額（時給）
1級	〇〇〇円
2級	〇〇〇円
3級	〇〇〇円
○ 賃金一覧表	
対象者	金額（時給）
〇〇さん	〇〇〇円
××さん	〇〇〇円
▲▲さん	〇〇〇円

※ 対象者は匿名でも可

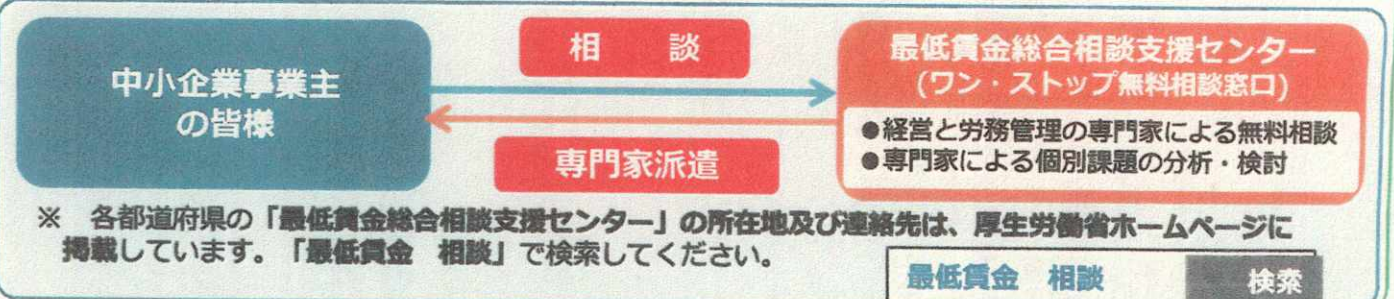
申請までの流れ

賃金規定等の改定（作成）・増額後、6か月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内に支給申請してください。また、改定（作成）・増額までにキャリアアップ計画書を作成・提出する必要があります。



最低賃金総合相談支援センターによる相談支援

全国47都道府県に設置している「最低賃金総合相談支援センター」では、賃金規定等の整備に関する相談や社会保険労務士や経営コンサルタントなどの専門家の派遣等も行っていますので、ご利用ください。



- ※ その他の支給要件もありますので、まずは最寄りの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください（支給要件を満たさない場合は助成金を受給できません）。
- ※ コース実施日までにキャリアアップ計画書の提出が必要です（人材育成コースは訓練開始日の前日の1か月前まで）。すでにキャリアアップ計画書を提出していても計画変更届が必要となる場合があります。
- ※ キャリアアップ助成金は、助成人数や助成額に上限があります。
- ※ 詳細なパンフレットはホームページに掲載しています。厚生労働省HP「キャリアアップ助成金」

平成 28 年 9 月 1 日



賃金の引上げに係る支援策について周知します(第 3 弾)

経済産業省は、厚生労働省と連携し、最低賃金引上げに向けた環境整備のために、中小企業・小規模事業者向けの支援策について検討してきております。この度、第 3 弾として厚生労働省の業務改善助成金についての措置がまとまりましたので、周知致します。

1. 賃金引上げに係る施策の周知について

平成 28 年 8 月 10 日と 8 月 25 日に、最低賃金の引上げの環境整備の一環としての厚生労働省による助成措置について周知致しましたが、この度、中小企業・小規模事業者支援として厚生労働省の業務改善助成金の制度が拡充されることとなりましたので、周知致します。

なお、改定後の地域別最低賃金は、平成 28 年 10 月 1 日以降順次発効されることとなりますが、改定前の地域別最低賃金を基に賃上げを行った上で厚生労働省の助成措置を利用する場合は、地域別最低賃金の発効日の前日までに所要の賃上げおよび助成措置の申請を行う必要がありますのでご注意ください。

2. 業務改善助成金について(厚生労働省)

- ・業務改善助成金は中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図るための制度です。
- ・生産性向上のための設備投資(機械設備、POS システム等の導入)などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。詳しくは別紙を参照下さい。

3. 相談窓口について

全国に相談窓口を設けておりますので、お気軽にご相談ください。窓口については別紙を参照してください。

(本発表資料のお問い合わせ先)

中小企業庁事業環境部企画課長 川村

担当者: 佐伯、川良、松越

電話: 03-3501-1511(内線 5231~6)

03-3501-1765(直通)

F A X: 03-3501-7791

下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議の開催について

〔平成27年12月21日〕
内閣総理大臣決裁

1. 中小・小規模事業者が賃上げを行いやすい環境を作る観点から、下請等中小企業の取引実態を把握し、取引条件改善に必要な検討を行うため、下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係府省から構成員を追加することができる。

議	長	内閣官房副長官（参）
議	長	代理
		経済財政政策を担当する内閣府副大臣
		厚生労働大臣の指名する厚生労働副大臣
		経済産業大臣の指名する経済産業副大臣
		国土交通大臣の指名する国土交通大臣政務官
副	議	長
		内閣総理大臣補佐官（政策企画担当）
		内閣官房副長官補（内政担当）
主	査	
		内閣府政策統括官（経済財政運営担当）
		経済産業省中小企業庁長官
構	成	員
		公正取引委員会事務総長
		警察庁生活安全局長
		総務省情報流通行政局長
		財務省国税庁次長
		厚生労働省労働基準局長
		農林水産省食料産業局長
		国土交通省総合政策局長
		環境省総合環境政策局長

3. 前項に規定する者のほか、議長は、取引条件の改善を図る上で協力を求める者に出席を依頼することができる。
4. 会議の庶務は、内閣官房の協力を得て、内閣府及び経済産業省において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

取引条件改善等に向けた今後の政府の取組について

2016.8.19

《関係法令等》

《今後の取組》

下請等取引条件改善策

【規制法】

○下請法
(下請取引)

- ①下請法の運用基準に、金型保管や合理性なき原価低減要請等に該当する違反事例を追加する。【公取、中企】
- ②金型保管等、大企業ヒアリングで明らかになった課題について、下請法違反事件の調査、立入検査において重点的に確認する。【中企、公取】

○独占禁止法
(あらゆる取引)

- ①下請法対象外の取引にかかる金型保管や原価低減要請等の問題事案に対処するため、中企庁作成の事例集への追記、独禁法違反可能性の明記等を行う。【公取、中企】
- ②優越的地位の濫用行為の抑止・早期是正のため、物流特殊指定の調査を拡充するなど独占禁止法の運用を強化する。【公取、国交】

○建設業法
(建設工事の請負)

- ①建設業法令遵守ガイドラインで下請取引の適正化を促すとともに、法定福利費の内訳を明示した見積書の活用を関係団体に要請する。【国交】

【振興法、ガイドライン、その他】

○下請振興法
(下請取引)

- ①金型保管、手形支払、原価低減要請等の課題を含む振興基準の見直しを行う。【中企】

○業種別ガイドライン
(下請取引等)

- ①下請ガイドラインの業種追加の検討、充実・改善を行う。【中企、業所管省】
- ②金型、原価低減要請等にかかる記述を充実する。【中企】

○その他

- ①手形支払について、現金払いを基本としつつ、割引手数料等の親事業者の負担、十分な協議を慫慂する方策を検討するとともに、制度的な手当の在り方を検討する。【中企、公取】
- ②追加での下請中小企業、大企業ヒアリングを実施するとともに、業界単位の取組を検討する。【業所管省、中企、公取】
- ③トラック運送業について、年内を目途に、事例集やハンドブックの作成とその周知を図る。【国交】

最低賃金引き上げ対策

○最低賃金法

- ①地方の中小企業等の声を吸い上げつつ、政府が行うべき事、厚労省の実施するもの、関係府省に依頼するもの、政府がリーチできない課題を整理・仕分けて報告する。【厚労省】